

令和5年12月20日

野木町農業委員会第6回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第6回総会 会議録

1. 開催日時 令和5年12月20日(水) 午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 - 会長 9番 黒 須 市 郎
 - 会長職務代理者 8番 柿 沼 誠
 - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 酒 井 吉 一
 - 3番 渡 邊 初 枝 4番 小 林 剛
 - 5番 加 藤 知 子 6番 須 見 和 男
 - 7番 古 澤 清一郎
4. 事務局職員 小沼事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主査
5. 付議案件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 耕作放棄地の非農地判定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の策定について
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
 - 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について
 - 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について
6. その他

「 議 事 」

事務局 開会を宣言（午前10時）

議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）

異議なしの声を受け、議席番号3番 渡邊 初枝委員、4番 小林 剛委員を指名した。書記には、尾崎主査を指名した。

議事に入る旨を告げる。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第1号 受付番号52について説明。

受付番号52

友 沼 1筆 600㎡ 登記簿及び現況ともに 畑

譲渡人 A 氏

譲受人 B 氏

権利の設定 売買による所有権移転

事由の概要 農業経営規模拡大のため

議長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。

3番委員 受付番号52について、12月14日（木）午前10時、8番委員、地元担当7番委員、地元推進委員とともに譲受人B氏立会いのもと現地調査を行った。調査内容について報告いたします。友沼在住の譲渡人A氏52歳は規模縮小のため、同じく友沼在住の譲受人B氏76歳は規模拡大のため売買により所有権移転のための申請です。申請地は譲受人B氏の自宅から徒歩5分位の場所で境界には内木があります。現在申請地にはブロッコリーと大根が作付けしてあります。秋のジャガイモを作付けしたが、野生動物に食べられてしまい全滅したため、今後、対策を検討するとのことです。今年の9月にB氏が現在の畑を借りて作付けしたところ、農地売買の話が進み申請となった。現在B氏は妻と露地野菜を作付けしており、JAおやま松原直売所に出荷している。熱心に農業に取り組んでいるので、何ら問題はないと思われる。以上調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思います。また、調査委員報告内容の中で、ジャガイモが野生動物の被害にあって全滅した説明がありました。申請地北側の畑に被害対策用のネットが設置してありますが、この程度の対策で対応できるのか見てとれた。今後、いろいろな対策を行うにあたり費用が掛かると思われることを感じたが、今回の申請にあたっては何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第1号 受付番52について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に同じく議案第1号 受付番号53号について事務局の説明を求めた。
なお、4番委員は譲受人のため、退室を告げた。
(4番委員退室)

事務局 議案第1号 受付番号53について説明。
受付番号53
野木 2筆 計2,953㎡ 登記簿及び現況ともに 田
譲渡人 C氏
譲受人 D氏
権利の設定 贈与による所有権移転
事由の概要 農業経営規模拡大のため

議長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

2番委員 受付番号53について、12月13日(水)地元担当1番委員、地元推進委員とともに譲受人立ち合いのもと現地調査を行った。なお、地区担当委員である5番委員は女性農業委員研修会に出席のため欠席となりました。調査内容について報告いたします。譲渡人C氏は規模縮小のため、所有農地の水田について、現在、耕作している譲受人D氏に贈与し、畑については別の方が、野菜を作付しており、今後も続けていくとのこと。

今回該当農地2筆の内、1筆は現在D氏が耕作している。残り1筆については盛土がある農地ですが、D氏がきちんと耕作し管理するとのこと。

なお、譲受人D氏は水稻を中心とした専業農家ですので、何ら問題はないと思われる。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

1 番委員 1 2 月 1 3 日に調査委員と共に、現地調査し現場確認を行った。申請地 2 筆の内、盛土がある農地 1 筆については、耕作されてなく葦や桑が生えている状態ですが、D 氏が譲受後、耕作できる状態にするとのこと。

また、イノシシが出没する心配もあるが、D 氏が番線等を設置し対策をするとのこと。よって、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第 1 号 受付番 5 3 について許可することことに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

審議が終了したので 4 番委員の入室を告げた。

(4 番委員入室)

次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第 2 号 受付番号 5 4 について説明。

受付番号 5 4

野 渡 1 筆 2 8 7 m² 登記簿及び現況 畑

譲渡人 E 氏

譲請人 F 氏

権利の設定 売買による所有権移転

事由の概要 住宅敷地

議 長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

2 番委員 受付番号 5 4 について、1 2 月 1 3 日 (水) 地元担当 4 番委員とともに代理人立ち合いのもと現地調査を行った。なお、地区担当委員である 5 番委員は女性農業委員研修会に出席のため欠席となりました。

調査内容について報告いたします。本申請は、前回、転用申請があった場所の隣です。景観もきちんと管理されている。また、事務局からの説明内容で第 3 種農地もあり、原則許可であるが、申請書内容も何ら問題はないと思われる。

現在、譲受人 F 氏は野木町佐川野の出身であり、宇都宮市に通勤している。妻は 3 月に子供を出産したため産休中です。

以上、何ら問題はないと思われる。よろしく願いいたします。

- 議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 4 番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われれます。
- 議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
 質疑がないため、議案第 2 号 受付番号 5 4 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
 次に、同じく議案第 2 号、受付番号第 5 5 について事務局の説明を求めた。
- 事 務 局 議案第 2 号 受付番号 5 5 について説明
 受付番号第 5 5
 友 沼 4 1 5 m² 登記簿及び現況 畑
 譲渡人 G 氏
 譲請人 H 氏・I 氏
 権利の設定 使用貸借権設定
 事由の概要 住宅敷地
- 議 長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。
- 8 番委員 1 2 月 1 4 日、3 番委員、地元担当 7 番委員、地元推進委員とともに譲渡人 G 氏、その次男、代理人立会いのもと現地調査を行った。受付番号 5 5 について調査内容を報告いたします。
 譲渡人 G 氏 9 0 歳は友沼中古屋の農家です。譲受人は G 氏の長女夫婦で、H 氏 6 7 歳、I 氏 6 7 歳の間で使用貸借権設定による申請です。申請地は野木エニスホールの西方で東側は町道、南側、東側は宅地、西側は譲渡人 G 氏所有の梨畑です。申請地南側に梨畑に入る幅 3 m の進入路があります。譲渡人 G 氏の次男に確認したところ、トラクター等の大型農機具が通れる広さを確保したとのこと。また、申請地が東側町道より 1 0 cm 位低いため、同じ高さ、もしくは少し高くする程度に土盛りを予定している。雨水等が東側梨畑に流れ込まないように、ブロックを 3 段程度積む予定です。また、転用の必要性については事業計画書のとおりです。隣接地の同意も得ており、都市計画法第 2 9 条の開発許可の申請も併せて行っているため、許可にあたって何ら問題はないと思われるの、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われま
す。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第 2 号 受付番号 5 5 について許可することに賛
成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第 3 号 耕作放棄地の非農地判断について事務局の説明を求
めた。

事 務 局 議案第 3 号について説明。
本案件は、昨年 8 月に農業委員と農地利用最適化推進委員で実施した農
地パトロールで荒廃農地を確認し、再生利用が困難と判断した農地を 1 1
月に農業委員及び農地利用最適化推進員 4 名で、再度現地確認を実施しま
した。その結果、現況地目が雑種地、山林、原野と判断された 1 0 件の農
地について、非農地判断にあたり総会の議決が必要のことから今回議案と
し審議していただくものです。なお、1 0 件の農地については議案書に資
料として現状の写真を添付しました。

(1 件目)

友 沼	7 5 3 m ²	登記簿	畑 ・ 現況	雑種地
所有者	J 氏			
農振区分	農用地区域外			

(2 件目)

野 木	4 6 6 m ²	登記簿	畑 ・ 現況	山林
所有者	K 氏			
農振区分	農用地区域外			

(3 件目)

野 木	1 2 8 m ²	登記簿	畑 ・ 現況	山林
所有者	L 氏			
農振区分	農用地区域外			

(4 件目)

野 木 3 5 7 m² 登記簿 畑 ・ 現況 山林
所有者 M 氏
農振区分 農用地区域外

(5 件目)

野 木 5 2 8 m² 登記簿 畑 ・ 現況 山林
所有者 N 氏
農振区分 農用地区域外

(6 件目)

野 木 1, 3 2 5 m² 登記簿 畑 ・ 現況 山林
所有者 O 氏
農振区分 農用地区域外

(7 件目)

野 渡 5 5 1 m² 登記簿 畑 ・ 現況 山林
所有者 P 氏
農振区分 農用地区域

(8 件目)

南 赤 塚 8, 0 1 6 m² 登記簿 山林 ・ 現況 山林
所有者 Q 氏
農振区分 農用地区域

(9 件目)

南 赤 塚 1, 7 9 1 m² 登記簿 畑 ・ 現況 山林
所有者 R 氏
農振区分 農用地区域外

(10 件目)

佐 川 野 1, 8 9 5 m² 登記簿 畑 ・ 現況 山林
所有者 S 氏
農振区分 農用地区域

議 長

質疑がないか諮った。

質疑がないため、事前に現地調査委員より調査内容の意見を求めた。

7 番委員 議案第 3 号 耕作放棄地の非農地判断について、現地調査結果を報告いたします。ここ数年の間に、毎年実施している農地パトロールにおいて、再生利用が困難な農地 10 件について、11 月 28 日、1 番委員、南赤塚地区担当推進委員、佐川野地区担当推進委員及び事務局職員計 6 名で現地調査を行った。議案に上がっている 10 件について、ここ数年以上、耕作放棄されている農地です。友沼地区の 1 件については、葛や雑草が繁茂し雑種地化している状況です。野渡地区の 1 件については、荒廃が著しくまさに原野状態です。野木地区の 5 件、南赤塚地区の 2 件、佐川野地区 1 件については、すでに山林化しており、農地としての利用が見込まれない状況です。以上、調査報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 質疑がないか諮った。

8 番委員 佐川野地区の農地ですが、木を切り倒している状態ですが、例えば、今後、栗等を植えた場合は農地に戻したことになるのか。

事 務 局 今回、総会で非農地判断され農地から外れた後、所有者が農地を復元する目的で栗等を植え、農地として見てほしいことの申出があれば、現地調査を行い、農地として利用されていれば農家台帳に載せることは可能です。現状としては木が切られている状態ですが、切株等が残っているので山林状態として判断いたしました。また、総会で所有の農地を非農地判断することを所有者へ事前通知しており、意見等がある場合は事務局に連絡してほしいとなっておりますが、現在、該当所有者からの連絡は来ていないので、農地に復元の意味はないと思われる。

8 番委員 以前、所有者より近隣に迷惑になるので、木を伐採するとの話を受けたが、その後の相談はない。ただし、所有者の対応はよかったので好印象を受けました。

議 長 他に質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第 3 号について非農地と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め非農地と意見決定することを告げた。
次に、議案第 4 号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第 4 号について説明

整理番号5-79

新規友沼 1 筆 3,021 m² 現況 田
設定をする者 T 氏
設定を受ける者 B 氏
利用権の種類 使用貸借権
期間 令和6年1月1日から令和12年12月31日

整理番号5-80

更新丸林 4 筆 計2,491 m² 現況 田
設定をする者 U 氏
設定を受ける者 V 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和6年1月1日から令和9年11月30日
借賃 全面積で20,000円
借賃の支払期限 毎年9月30日までに支払い

整理番号5-81

更新南赤塚 1 筆 3,088 m² 現況 田
設定をする者 W 氏
設定を受ける者 S 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和6年1月1日から令和8年12月31日
借賃 10aあたり 米0.5俵
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-82

更新若林 2 筆 計3,306 m² 現況 田
設定をする者 Y 氏
設定を受ける者 Z 氏
利用権の種類 使用貸借権
期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日

整理番号5-83

更新南赤塚 2 筆 計3,607 m² 現況 田
 中谷 1 筆 435 m² 現況 田
設定をする者 a 氏
設定を受ける者 b 氏

利用権の種類 賃借権
期 間 令和6年1月1日から令和10年12月31日
借 賃 10aあたり 米1俵
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-84

新規友沼 3 筆 計8,004m² 現況 田
設定をする者 c 氏
設定を受ける者 d 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和6年1月1日から令和10年12月31日
借 賃 全面積で米2俵
借賃の支払期限 毎年11月末日までに支払い

整理番号5-85

新規友沼 3 筆 計8,004m² 現況 田
設定をする者 d 氏
設定を受ける者 e 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和6年1月1日から令和10年12月31日
借 賃 全面積で米2俵
借賃の支払期限 毎年11月末日までに支払い

整理番号5-86

新規川田 3 筆 計7,639m² 現況 田
設定をする者 f 氏
設定を受ける者 g 氏
利用権の種類 賃借権及び使用賃借権
期 間 令和6年1月1日から令和15年12月31日
借 賃 全面積で米2俵
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号5-87

新規川田 1 筆 3,471m² 現況 田
設定をする者 h 氏
設定を受ける者 g 氏
利用権の種類 賃借権

期 間 令和6年1月1日から令和15年12月31日
借 賃 全面積で米2俵
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号5-88

新規川田 1筆 2,815㎡ 現況 田
設定をする者 i氏
設定を受ける者 g氏
利用権の種類 賃借権

期 間 令和6年1月1日から令和15年12月31日
借 賃 全面積で米1.5俵
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号5-89

新規川田 4筆 計10,552㎡ 現況 田
設定をする者 K氏
設定を受ける者 g氏
利用権の種類 賃借権

期 間 令和6年1月1日から令和15年12月31日
借 賃 全面積で45,000円
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号5-90

新規川田 4筆 計5,949㎡ 現況 田
設定をする者 l氏
設定を受ける者 g氏
利用権の種類 使用貸借権

期 間 令和6年1月1日から令和15年12月31日

整理番号5-91

新規川田 6筆 計14,885㎡ 現況 田及び畑
設定をする者 m氏
設定を受ける者 g氏
利用権の種類 使用貸借権

期 間 令和6年1月1日から令和10年12月31日

整理番号5-92

更新友沼 2 筆 計 9,620 m² 現況 田
設定をする者 n 氏
設定を受ける者 o 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日
借 賃 10 a あたり 8,000 円
借賃の支払期限 毎年 1 2 月末日までに支払い

整理番号 5-93

新規 南赤塚 4 筆 計 4,554 m² 現況 田
設定をする者 d 氏
設定を受ける者 p 氏
利用権の種類 所有権
借賃 対価 1,015,000 円
対価の支払方法 口座振込
対価支払期限 令和 6 年 1 月 3 1 日までに支払い

整理番号 5-94

新規 南赤塚 1 筆 1,014 m² 現況 田
中谷 1 筆 1,908 m² 現況 田
設定をする者 q 氏
設定を受ける者 r 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 1 2 月 3 1 日

整理番号 5-95

新規 中谷 4 筆 計 3,550 m² 現況 田
設定をする者 s 氏
設定を受ける者 r 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 1 2 月 3 1 日

議 長

質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第 4 号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め承認することを告げた。
次に、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理報

告について、事務局の証明を求めた。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について説明。

受付番号136

南赤塚 14 筆 計12,153 m² 登記簿・現況 田及び畑

中谷 11 筆 計14,840 m² 登記簿 田及び畑

現況 田

丸林 1 筆 964 m² 登記簿・現況ともに 田

権利を取得した者 t 氏

取得日 令和5年10月23日

取得した権利 相続による所有権

受付番号137

南赤塚 1 筆 8,016 m² 登記簿 山林・現況 畑

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について説明。

受付番号142

野木 1 筆 2,206 m² 登記簿・現況ともに 田

賃貸人 C 氏

賃借人 D (株)

解約理由 賃貸人の都合による

合意解約日 令和5年11月26日

受付番号147

中谷 1 筆 426 m² 登記簿・現況ともに 畑

賃貸人 V 氏

賃借人 W 氏

解約理由 賃貸人の都合による

合意解約日 令和5年12月1日

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。

次に、報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について説明。
受付番号51
届出者 X 氏
変更前の経営責任者 X 氏
変更後の経営責任者 Y 氏
変更理由 経営移譲のため

議長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第4号、報告第1号から第3号のすべての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事務局 ①農地の貸借について
②栃木県農業防災LINEについて
③令和6年度農業委員会総会について

議長 他にあるか諮った。（別になしの声あり）
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時25分)